

仕 様 書

作 業 名 東山墓地無縁跡地等除草業務委託
 場 所 岡山市中区東山四丁目地内ほか
 履 行 期 限 令和8年12月25日
 作 業 内 容 本業務は、無縁跡地管理として、本仕様書及び、別紙図面・リストにより、除草・除草剤散布を行うもの。

造成地除草	区画造成済み墓所および返還墓所の機械除草を2回行う。また、墓石等が近接し、機械での作業が難しい場所は人力除草対応とする。
未造成地除草	未造成地(笹山2-1、桑畑1049)を2回、面的に機械除草する。出来るだけ短く刈り取ること。
除草剤散布(粒剤)	除草が済み次第、除草剤(塩素酸塩粒剤)を1,000㎡当たり20kg散布すること。 除草剤散布のみの箇所も同時期に散布すること。
処理	墓所内に敷きならすこと。

仕 様	内 容
除 草	隣接する墓石に十分注意をして作業すること。なお、墓石等に損害を与えた場合、受託者において弁償を行うこと。
除 草 剤 散 布	周辺の墓所及び墓参者に影響を与えぬよう十分注意して作業すること。
処 理	墓所内に敷きならすこと。
時 期	2回の実施時期については、1回目を、7月下旬までに完了させること。2回目は、9月下旬ごろ以降に作業に入ることを基本とするが草の生え具合に応じ、監督員と協議の上決定すること。
施 工 管 理	施工日をリスト管理し、年2回実施される除草の都度毎に、市監督員が除草後現場確認を行う際に提出すること。 除草施工中、もしくは施工後に市監督員に速やかに立会を申し出ること。 位置図(墓所番号)及び写真で出来高管理をすること。ただし、提出する写真は、1墓所につき、1箇所でよい。(墓所リストは別紙のとおり)